

岩出市結婚祝金交付要綱

令和5年6月19日

告示第170号

(趣旨)

第1条 この告示は、結婚等を祝福し、夫婦等の新しい人生を応援するとともに、その移住定住を促進することにより本市の活性化及び地域福祉の向上に寄与するため、結婚祝金（以下「祝金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 結婚等 戸籍法（昭和22年法律第224号）第7条に規定する婚姻を届け出て受理又は次号のパートナーシップの宣誓を行い、その証明を受けることをいう。
- (2) パートナーシップの宣誓 家族として尊重し、協力し合う継続的な関係である旨の宣誓であって、各自治体において制度化されたものをいう。
- (3) 夫婦等 結婚等の両当事者であり、交付決定日においても結婚等の関係を継続しているものをいう。
- (4) 配偶者等 配偶者又はパートナーシップの宣誓を行った関係にあるパートナーをいう。

(交付対象者)

第3条 祝金の交付対象者は、前条に規定する夫婦等であって、夫婦等の双方が次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 過去に祝金の交付を受けたことがない者
- (2) 祝金の申請日、及び交付決定日において、本市の住民基本台帳に記載され、現に本市に居住している者
- (3) 祝金の申請日から継続して2年以上本市に居住する意思を有する者
- (4) 岩出市暴力団排除条例（平成23年岩出市条例第11号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等でない者
- (5) 本市の市税を滞納していない者

(祝金)

第4条 祝金の額は、夫婦等1組につき10万円とする。

(交付の申請)

第5条 祝金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚等に係る届出日（転出等により過去のパートナーシップの宣誓が失効したこ

とを理由にしたパートナーシップの宣誓にあっては、両当事者が初めて行ったパートナーシップの宣誓に係る届出日) から起算して6月以内に、岩出市結婚祝金交付申請書(様式第1号)、結婚等に係る届出が受理された日が分かるもの及び本市の市税の未納又は課税がないことが分かるものを市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する提出期限が、岩出市の休日を定める条例(平成元年岩出町条例29号。)に規定する市の休日に当たるときは、休日の翌日をもってその期限とみなす。

(交付の決定など)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、祝金の交付の可否を決定し、岩出市結婚祝金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、当該交付を決定した日から起算して30日以内に祝金を申請者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が虚偽又は不正な手段により祝金の交付を受けたことが判明したときは、交付決定を取り消し、祝金を返還させることができる。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、岩出市結婚祝金交付決定取消通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の返還については、現金をもって行わなければならない。

(帳簿の備付け)

第8条 市長は、祝金の交付のため、必要な帳簿を整備するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示の規定は、令和5年4月1日以降に婚姻を届け出た夫婦について適用する。

(施行期日前に婚姻した夫婦の申請の特例)

- 3 令和5年4月1日からこの告示の施行の日の前日までに婚姻を届け出た夫婦については、第4条第1項中「婚姻の届出日」を「この告示の施行の日」と読み替えて適用するものとする。

(この告示の失効)

4 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第4条の規定による申請に係る祝金の交付その他の手続については、同日後も、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の岩出市結婚祝金交付要綱の規定は、結婚等に係る届出日が令和8年4月1日以降である夫婦等について適用し、結婚等に係る届出日が令和8年3月31日以前である夫婦等については、なお従前の例による。